

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金が適用される産業等について

1 適用する地域  
山形県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業(家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。)、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者

4 適用される産業の詳細については以下のとおり。(令和6年4月1日以降適用される日本標準産業分類による産業である。)

○印・・・本特定(産業別)最低賃金が適用される産業

△印・・・その産業の一部について本特定(産業別)最低賃金が適用される産業

※○印・△印いずれも表示ない産業については、山形県最低賃金(地域別最低賃金)が適用されます。  
(本特定(産業別)最低賃金は適用されません。)

日本標準産業分類		特定(産業別)最低賃金の適用の有無			備考
		中分類	小分類	細分類	
E25	はん用機械器具製造業	△			
E250	管理、補助的経済活動を行う事業所(25はん用機械器具製造業)		△		
E2500	主として管理事務を行う本社等 (但し、当該特定最低賃金の適用産業の事業所。)			○	
	主として管理事務を行う本社等 (但し、当該特定最低賃金の適用産業以外の事業所。)				
E2509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 (但し、当該特定最低賃金の適用産業の事業所。)			○	
	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 (但し、当該特定最低賃金の適用産業以外の事業所。)				
E251	ボイラ・原動機製造業				
E252	ポンプ・圧縮機器製造業		○		
E2521	ポンプ・同装置製造業			○	
E2522	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業			○	
E2523	油圧・空圧機器製造業			○	
E253	一般産業用機械・装置製造業		△		
E2531	動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)			○	
E2532	エレベータ・エスカレータ製造業 (家庭用エレベータ製造業以外のもの)			○	
	エレベータ・エスカレータ製造業 (家庭用エレベータ製造業に限る。)				
E2533	物流運搬設備製造業			○	
E2534	工業窯炉製造業(焼却炉)			○	
E2535	冷凍機・温湿調整装置製造業				

E259	その他のはん用機械・同部分品製造業			△			
	E2591	消火器具・消化装置製造業					
	E2592	弁・同附属品製造業					
	E2593	パイプ加工・パイプ附属品加工業					
	E2594	玉軸受・ころ軸受製造業					
	E2595	ピストンリング製造業					
	E2596	他に分類されないはん用機械・装置製造業			○		
	E2599	各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)					
L7282	純粋持株会社 (但し、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該特定最低賃金の適用産業に限る。)				○		
E26	生産用機械器具製造業			△			
E260	管理、補助的経済活動を行う事業所(26生産用機械器具製造業)			△			
	E2600	主として管理事務を行う本社等 (但し、当該特定最低賃金の適用産業の事業所。)			○		
		主として管理事務を行う本社等 (但し、当該特定最低賃金の適用産業以外の事業所。)					
	E2609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 (但し、当該特定最低賃金の適用産業の事業所。)			○		
		その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 (但し、当該特定最低賃金の適用産業以外の事業所。)					
E261	農業用機械製造業(農業用器具を除く)						
E262	建設機械・鉱山機械製造業			△			
	E2621	建設機械・鉱山機械製造業 (建設用クレーン製造業に限る。)			○		
		建設機械・鉱山機械製造業 (建設用クレーン製造業以外のもの)					
E263	繊維機械製造業						
E264	生活関連産業用機械製造業						
E265	基礎素材産業用機械製造業			△			
	E2651	鑄造装置製造業					
	E2652	化学機械・同装置製造業			○		
	E2653	プラスチック加工機械・同附属装置製造業					
E266	金属加工機械製造業						
E267	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業						
E269	その他の生産用機械・同部分品製造業			△			
	E2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業					
	E2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業					
	E2693	真空装置・真空機器製造業			○		
	E2694	ロボット製造業					
	E2699	他に分類されない生産用機械・同部分品製造業					
	L7282	純粋持株会社 (但し、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該特定最低賃金の適用産業に限る。)				○	

## 【参考事項】

- 1 平成20年度の特定(産業別)最低賃金の改正決定において、「特定(産業別)最低賃金の件名」等の表示が変更となりましたが、「適用する使用者の範囲」及び「適用する労働者の範囲」については、従前と全く同じであり変更はありません。
- 2 「管理、補助的経済活動を行う事業所」について  
従前の日本標準産業分類では、その一般原則により、主として管理事務を行う本社、支社、支所などの産業は、管理する全事業所を通じての主要な経済活動と同一としてきたところであるが、平成19年11月の日本標準産業分類の改定によって原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類することとなりました。
- 3 持株会社について
  - (1) 持株会社[もちかぶがいしゃ] (Holding company)
    - ・他の会社を支配する目的で、他の会社の株式を保有する会社のこと。
    - ・持株会社には「事業持株会社」と「純粋持株会社」があります。
  - (2) 事業持株会社(Operating Holding company)について
    - ・会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定します。
    - ・主として管理事務を行う事業持株会社の産業は、管理する全子会社を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類されます。
  - (3) 純粋持株会社(Pure Holding company) について
    - ・経営権を取得した会社に対する管理機能(経営戦略の立案・推進、経営の管理・指導、経営資源の最適配分等)が中心の事業を行う、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「L-学術研究、専門・技術サービス業」の「純粋持株会社(7282)」に分類されます。
    - ・L7282 純粋持株会社 …… 本業を持たずに、他社の事業活動を支配する事業所をいう。
- 4 次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。
  - (1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 時間外・休日・深夜手当 (5) 賞与など
- 5 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間あたりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

【問合せ先】 厚生労働省 山形労働局 労働基準部 賃金室(TEL:023-624-8224)